

使用貸借契約等の終了に関する覚書

飯塚市（以下「甲」という。）及び株式会社療育振興プロジェクト（以下「乙」という。）は、乙が甲に差し入れた平成30年3月6日「確約書」（以下「確約書」という。）、甲乙間で締結された平成30年4月1日付「市有財産使用貸借契約書」（以下「原契約①」という。）及び令和2年10月30日付「療育関連通所施設事業に関する覚書」（以下「原契約②」という。）について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（購入義務の履行）

第1条 甲は、甲乙間で締結した令和5年3月28日付「不動産売買契約書」第5条に基づき乙が甲に対し代金を納入したことにより、確約書の内容、原契約①第5条及び原契約②第2条2項（ただし、本条においては、甲乙及び特定非営利活動法人嘉飯山ネットBASARAが、原契約②に関し、令和5年4月1日付で締結した「契約内容変更に関する覚書」を考慮しないものとする。）に基づく購入義務を乙が履行したことを承認する。

（確約書及び原契約の終了）

第2条 甲及び乙は、本覚書締結日で、確約書が失効すること及び原契約①が終了することを確認する。

（債権債務関係の不存在）

第3条 甲及び乙は、本覚書締結日以降、確約書及び原契約①に基づく債権債務が互いに一切存在しないことを確認する。

本覚書の成立を証するため本書を2通作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 福岡県飯塚市新立岩5番5号
飯塚市
代表者 飯塚市長 片 峯 誠



乙 福岡県飯塚市芳雄町7番18号
株式会社 療育振興プロジェクト
代表者 代表取締役 坂 根 隆

